平成３０年（フ）第１０１３号
横浜市緑区竹山３丁目１番地２　竹山団地3106棟6019号
債務者　大内　克師
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５０号
静岡県島田市番生寺141番地
債務者　佐野　克已
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葦名　ゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６９６号
愛知県常滑市本町１丁目13番地
債務者　伊藤　嘉男
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２０５号
千葉県浦安市堀江３丁目31番15―501号　レジデンス雅鷺
債務者　末井　好恵
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６９号
千葉県市原市東五所12番地20　グリーンタウンＡ109
債務者　吉岡　敏夫
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７５号
千葉県市原市八幡北町３丁目１番地13　管理室
債務者　山崎　貴大
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８５号
千葉市中央区椿森６丁目７番８号　椿森貸家１号
債務者　君島　　薫
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３９５号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目６番地５カナリアンハイツ205号室
債務者　伊藤ひより
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４１１号
千葉県市原市西国吉1717番地６
債務者　青柳　　智
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３７号
千葉県市川市原木１丁目11番12―402号　（クリオ原木中山弐番館）
債務者　矢越　勇太
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４４８号
千葉市花見川区花見川９番18棟507号
債務者　新井田佳伸
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４５０号
千葉市若葉区高品町1598番地４　ＭＳハイツ207号
債務者　狩野　太芳
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４６４号
千葉県市原市八幡北町２丁目４番地23　サンハウス201号
債務者　永野　健一
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４７５号
千葉県八千代市八千代台東４丁目12番２号　コンフォート八千代台201
債務者　椎名　祐美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８４号
千葉県船橋市夏見台４丁目16番38号　第３見晴荘201号
債務者　田口　　武
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４９５号
千葉県市川市富浜２丁目13番５号　（コーポアキラ203号）
債務者　及川　一男
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係